

「付表 2（発行済株式等の状況）」の記載要領

1 この付表 2（発行済株式等の状況）は、通算子法人となる法人について次に掲げる区分により発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

- (1) 「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」を提出する通算子法人となる法人については、その申請時における発行済株式の総数等を記載し、当該申請書等に添付してください。
- (2) 法人税法施行令第 131 条の 12 第 3 項の規定に基づき、通算親法人又は通算親法人となる法人が「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出する場合における同項の他の内国法人（通算子法人となる法人）については、完全支配関係（法人税法第 64 条の 9 第 1 項に規定する政令で定める関係に限ります。）を有することとなった日（同日が上記(1)の申請書等を提出した日前である場合には、申請書等を提出した日）における発行済株式の総数等を記載し、当該書類に添付してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 131 条の 11 第 2 項の規定により読み替えられた同令第 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する株式数を記載してください。
- (2) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した通算子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 131 条の 11 第 2 項の規定により読み替えられた同令第 4 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する株式数を記載してください。
- (3) 「10 区分」欄は、通算子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が通算親法人となる法人又は通算子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。
- (4) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。